

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・公有水面埋立ての免許
- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始（2件）
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

漁 業 振 興 課
漁 港 漁 場 課
道 路 維 持 課
//
物 品 管 理 室

◎ 公 告

- ・土地改良区の役員の就退任
- ・土地改良区の定款変更の認可
- ・土地改良事業計画変更の認可
- ・県営土地改良事業計画変更の決定（2件）
- ・採石業務管理者試験の実施
- ・測量の実施（2件）
- ・土地区画整理審議会委員の選挙期日
- ・土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧
- ・一般競争入札の実施

農 村 整 備 課
//
//
//
監 理 課
建 設 企 画 課
都 市 政 策 課
//
物 品 管 理 室

◎ 長崎県病院企業団告示

- ・長崎県病院企業団議会臨時会の招集

長崎県病院企業団

告 示

長崎県告示第469号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

加入区

諫早湾加入区

長崎県告示第470号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

- 1 埋立ての免許年月日 令和8年7月23日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

3 埋立ての区域

- (1) 位置 対馬市上対馬町豊字島ノ浦1384番8に接する里道、1385番1、1385番2、1385番3、字大多1378番4、1378番12、1378番13、1378番14、1378番15、1378番17に接する道路、1378番15に接する水路及び1382番5並びに1382番11に至る地先公有水面
- (2) 区域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
- (3) 面積 1,373.46平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 対馬市上対馬町豊字島ノ浦1384番7、1384番8に接する里道、1385番1、1385番2、1385番3に接する道路、字大多1378番4、1378番12、1378番13、1378番14、1378番15、1378番17に接する道路、1378番15に接する水路、1339番6に接する里道、1339番2に接する道路及び1382番5、1382番9、1382番10、並びに1382番12に至る地先公有水面
- (2) 区域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
- (3) 面積 13,457.25平方メートル

5 埋立地の用途 道路用地、漁港施設用地

長崎県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般県道
路線名 扇山公園線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市大瀬戸町雪浦幸物郷209番1地先から 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷91番3地先まで	前	19.6～35.5	34.5	
	後	19.6～50.6	34.5	

長崎県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 扇山公園線	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷209番1地先から 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷91番3地先まで	令和8年8月4日

長崎県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

る。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市国見町多比良丙字中組733番1地先から 雲仙市国見町多比良丙字園田1076番1地先まで	令和8年8月4日

長崎県告示第474号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

8 入札第55号 連成解析システム 1 式

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和8年8月25日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和10年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和10年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、長与岡土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
井 上 洋 嗣	西彼杵郡長与町本川内郷258番地	今 里 昌 弘	西彼杵郡長与町岡郷1350番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年3月26日総代会議決）を認可した。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 雲仙市土地改良区
認可年月日 令和8年7月21日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 雲仙市土地改良区
認可年月日 令和8年7月21日

県営土地改良事業計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、大野地区県営農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型） 土地改良事業変更計画書（大野地区）
- 縦覧期間
令和8年8月4日から令和8年8月24日まで
- 縦覧場所
平 日：平戸市役所 農林水産部 農林整備課

土日祝日：平戸市役所 警備員室

県営土地改良事業計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、富江・日の出地区水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）
土地改良事業計画書（変更）
（富江・日の出地区）
- 2 縦覧期間
令和8年8月4日から令和8年9月2日まで
- 3 縦覧場所
五島市役所農林課

採石業務管理者試験の実施（公告）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、第55回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

- 1 試験の実施期日
令和8年10月9日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の実施場所
長崎市尾上町3番1号
県庁3階307会議室
- 3 受験資格
制限なし
- 4 試験科目
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む）
 - (2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 5 受験願書等の配布場所
土木部監理課、各振興局建設部、各土木維持管理事務所
- 6 受験願書の提出期間及び提出先
提出期間 令和8年9月1日から令和8年9月14日まで
提出先 長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班（〒850-8570 長崎市尾上町3番1号）
- 7 受験手数料
8,100円（納付方法は、受験願書と併せて、配布される実施要領に記載のとおり）
なお、受験の有無にかかわらず、受験願書受理後の受験手数料は返還しない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市奈留町田岸	令和8年8月5日から 令和9年1月20日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市富江町	令和8年8月4日から 令和9年1月20日まで

土地区画整理審議会委員の選挙期日（公告）

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めた。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

1 選挙期日

令和8年11月1日

土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧（公告）

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき、長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

1 縦覧期間

令和8年9月1日から令和8年9月14日まで

2 縦覧場所

- ①長崎県長崎振興局長与都市開発事業所
- ②長与町役場（都市計画課）

3 縦覧時間

- ①午前9時00分から午後5時45分まで
- ②午前8時45分から午後5時30分まで

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年8月4日

長崎県知事 平田 研

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

8入札第55号

連成解析システム

1 式

- (2) 購入物品の特質等
仕様書による。
 - (3) 納入期限
令和8年12月25日
 - (4) 納入場所及び条件
仕様書による。
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 契約方法
電子契約又は書面契約（選択方式）
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
 - (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- （名称）長崎県出納局物品管理室
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和8年8月25日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- 長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
- 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。
- （提出場所）長崎県出納局物品管理室
（提出期限）令和8年9月15日 17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和8年9月4日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和8年9月16日10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和8年9月15日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Coupled analysis system, 1 set
- (2) Delivery period:
December 25, 2026
- (3) Delivery place:
Nagasaki Prefectural Industrial Technology Center
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. September 15, 2026
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. September 16, 2026
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第2号

次の事件を付議するため、長崎県病院企業団議会臨時会を令和8年8月26日午後1時30分長崎市に招集する。
令和8年8月4日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

1 令和8年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号電話代表
直通（八二四）
二一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市戸町四丁目四番一号株式会社
クイック
プリン
ト